

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書 3 (1)イ モデル事業の実施 請負者による技術的支援及び事業費を含めた事業総額は、税抜き 9,800 万円程度とあるが、事業総額に対してモデル事業者へ支払う事業費の金額の目安はあるか。 また、契約変更は、どの様な場合に必要なのか。	9,800万円は全てモデル事業者へ支払う事業費となります。 変更契約は、モデル事業の採択件数や事業総額が確定した場合に必要となります。
2	仕様書 3 (2)イ (ウ) プラスチック使用製品の回収率と収率向上に関する調査・検討試行事業の実施額について2件で総額税抜1,800万円程度とあるが、この金額は受託事業者が、試行事業を実施する自治体・事業者に対して支払う金額（全額が再委託費）なのか。 受託事業者が対面調査を実施する際に要する費用（人件費・旅費等）や、試行事業結果の「とりまとめ、調査・分析等」を実施する場合、受託事業者による「とりまとめ、調査・分析等の実施」に要する費用（人件費等）も1,800万円程度の中に含まれるのか。	全額が再委託費ではなく、御質問にあるとおり、とりまとめ等の業務も1,800万円程度の中に含まれております。
3	仕様書 3 (3)プラスチック循環普及啓発業務 展示・イベントについて人件費を除いて1,000万円（税抜）を想定しているとのことだが、1,000万円には、展示物の作成、設置、有名人の招聘費用が含まれるという理解でよいか。 また、EXPOメッセの利用料（1日当たり約80万円弱）は、1,000万円には含まれず、請負事業者からの支払いも発生しないという理解でよいか。	ご認識の通りです。 また、会場利用料はこちらに含まれず、請負事業者からの支払いも発生致しません。
4	仕様書3.業務内容のうち、「（２）（イ）容器包装リサイクル法に基づく市区町村ごとの令和6年度分別収集量等集計業務」、「（ウ）令和8年度保管施設の指定に関する意向調査結果の集計」、「（エ）制度運用や財政支援のための補助業務 a.令和 7 年度脱炭素推進事業アンケート調査の実施」については、アンケートの送付は貴省にて実施する認識で問題ないでしょうか。	「（２）（イ）容器包装リサイクル法に基づく市区町村ごとの令和6年度分別収集量等集計業務」・「（ウ）令和8年度保管施設の指定に関する意向調査結果の集計」については、アンケート送付は環境省から行ない、回答のとりまとめを請負事業者にお願いする認識です。 「（エ）制度運用や財政支援のための補助業務 a.令和 7 年度脱炭素推進事業アンケート調査の実施」については、環境省から送付は実施せず、請負事業者に送付先・調査票の作成、送付業務等仕様書に記載のある内容を行なっていただく認識です。
5	仕様書3.「（３）プラスチック資源循環普及啓発業務 ア 展示・イベントの実施」について、「展示・イベントについては人件費を除いて1,000万円（税抜き）」と記載があるが、こちらの費用には登壇者への謝金や交通費が含まれている認識でよろしかったでしょうか。	ご認識の通りです。